

## 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(改正案)

制定：平成 21 年 10 月 30 日  
一部改正：平成 22 年 2 月 5 日  
一部改正：平成 23 年 4 月 19 日  
一部改正：平成 24 年 7 月 13 日  
一部改正：平成 25 年 3 月 8 日  
一部改正：平成 26 年 1 月 24 日  
一部改正：平成 26 年 2 月 18 日  
一部改正：平成 27 年 5 月 22 日  
一部改正：平成 27 年 9 月 30 日  
一部改正：平成 28 年 9 月 23 日  
一部改正：平成 29 年 8 月 28 日  
一部改正：平成 30 年 11 月 21 日  
一部改正：平成 31 年 4 月 23 日  
一部改正：令和 元年 月 日

## (目的)

第 1 条 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、京浜交通圏（以下、「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## (定義)

- 第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車であって、一般タクシー及びその他ハイヤーをいう。
  - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
  - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
  - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体

又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
  - ① 神奈川県知事又はその指名する者
  - ② 横浜市長又はその指名する者
  - ③ 川崎市長又はその指名する者
  - ④ 横須賀市長又はその指名する者
  - ⑤ 三浦市長又はその指名する者
- (2) タクシー事業者等
  - ① 一般社団法人神奈川県タクシー協会 会長
  - ② 神奈川県個人タクシー協会 会長
  - ③ 湘南交通株式会社 代表取締役
  - ④ 川崎タクシー株式会社 代表取締役
  - ⑤ 岡タクシー有限公司 代表取締役
  - ⑥ カナガワ交通株式会社イースタン 代表取締役
  - ⑦ 向ヶ丘交通株式会社イースタン 代表取締役
  - ⑧ 三和交通株式会社 取締役部長
  - ⑨ 三和交通神奈川株式会社 総務監査室次長
  - ⑩ アサヒタクシー株式会社 代表取締役

- ⑪ 二重交通株式会社 取締役副社長
- ⑫ 平和交通株式会社 常務取締役
- ⑬ 日野交通株式会社 代表取締役
- ⑭ 多摩川ハイヤー株式会社 常務取締役
- ⑮ 臨港タクシー株式会社 代表取締役
- ⑯ 有限会社いづみタクシー 代表取締役
- ⑰ 神奈中~~タクシーハイヤー~~株式会社 代表取締役
- ⑱ 横浜神奈川個人タクシー協同組合 理事長
- ⑲ 横須賀個人タクシー協同組合 理事長
- ⑳ 川崎個人タクシー協同組合 理事長

(3) 労働組合等

- ① 全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ① 横浜商工会議所会頭又はその指名する者
- ② 川崎商工会議所会頭又はその指名する者
- ③ 横須賀商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

- ① 神奈川県警察本部交通部交通規制課長
- ② 神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
- ③ 神奈川県労働局労働基準部監督課長
- ④ 一般財団法人神奈川タクシーセンター常務理事
- ⑤ 東洋大学国際学部国際地域学科教授 岡村 敏之

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は令和3年9月30日までとする。

- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は令和3年9月30日までとする。
- 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

- ④ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第 4 条第 1 項 (3) に掲げる構成員はその区分毎に 1 個の議決権を、その他の構成員については、各自 1 個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の 4 5 日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第 4 条第 3 項中の「30 日前」とあるのは「3 日前」とし、第 5 条第 13 項中の「4 5 日前」とあるのは「10 日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(分科会)

第 6 条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第 3 条の実施事項の内容に応じ、第 4 条の構成員のうちから協議会会

長が必要と認めた者で構成する。

- 3 分科会には会長を置き、分科会会長は協議会会長が指名する。
- 4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。
- 5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。
- 6 分科会は、非公開とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）

制定：平成 21 年 11 月 20 日  
一部改正：平成 22 年 3 月 15 日  
一部改正：平成 23 年 7 月 14 日  
一部改正：平成 24 年 12 月 11 日  
一部改正：平成 26 年 1 月 24 日  
一部改正：平成 26 年 2 月 25 日  
一部改正：平成 27 年 10 月 28 日  
一部改正：平成 29 年 7 月 27 日  
一部改正：令和 元年 月 日

## （目的）

第 1 条 湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、湘南交通圏（以下、「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）準特定地域計画の作成
- （2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 神奈川県知事又はその指名する者
- ② 鎌倉市長又はその指名する者
- ③ 逗子市長又はその指名する者
- ④ 葉山町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人神奈川県タクシー協会を代表する者
- ② 大船自動車株式会社 代表取締役
- ③ 京急交通株式会社 取締役管理部長

(3) 労働組合等

- ① 全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ① 鎌倉商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

- ① 神奈川県警察本部交通部交通規制課長
- ② 神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
- ③ 神奈川労働局藤沢労働基準監督署長
- ④ 一般財団法人神奈川タクシーセンター常務理事
- ⑤ 東洋大学国際学部国際地域学科教授 岡村 敏之

2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合



は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

#### (協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し協議会を開催するとともに、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は令和3平成31年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は令和3平成31年9月30日までとする。
- 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

##### (1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

##### (2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数

であること。

- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

# タクシー事業の現状について

令和元年 12月 11日  
第 2 回京浜交通圏及び第 6 回湘南交通圏  
タクシー事業適正化・活性化協議会

# 準特定地域一覧（令和元年10月1日現在）

運輸局等	都道府県	準特定地域(108地域)
北海道	北海道	小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、北見交通圏
	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
東北	岩手	盛岡交通圏、一関交通圏
	宮城	
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏
	山形	山形交通圏
	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、西多摩交通圏
関東	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	市原交通圏
	埼玉	県南西部交通圏、県北交通圏
	群馬	
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、県北交通圏
	栃木	県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
	新潟	長岡交通圏、上越交通圏、新発田市A、柏崎市A
北陸信越	富山	高岡・氷見交通圏、砺波市B・南砺市
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏
	長野	松本交通圏、上田市A、飯田市A
中部	愛知	知多交通圏、尾張北部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏
	静岡	静岡交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、浜松交通圏
	岐阜	大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、東濃東部交通圏、東濃西部交通圏
	三重	
	福井	福井交通圏、武生交通圏

運輸局等	都道府県	準特定地域(108地域)
近畿	大阪	河内B交通圏、
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏、生駒交通圏、中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏、湖北交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
中国	広島	呉市A、東広島市、福山交通圏
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏、倉吉交通圏
	島根	松江市、出雲市
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
四国	山口	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市
	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
九州	高知	高知交通圏
	福岡	筑豊交通圏
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	佐世保市、諫早市
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	別府市
九州	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
	鹿児島	鹿児島空港交通圏
沖縄	沖縄	沖縄本島

(全国の営業区域の総数 631地域)

# 特定地域一覧（令和元年10月1日現在）

運輸局	都道府県	営業区域名	指定日	運輸局	都道府県	営業区域名	指定日
北海道	北海道	札幌交通圏	平成27年11月1日	近畿	兵庫	神戸市域交通圏	平成27年9月1日
東北	宮城	仙台市	平成27年6月1日		大阪	大阪市域交通圏	平成27年11月1日
関東	栃木	宇都宮交通圏	平成28年7月1日	中国	広島	広島交通圏	平成27年7月1日
	埼玉	県南中央交通圏	平成28年7月1日	九州	熊本	熊本交通圏	平成27年6月1日
	千葉	京葉交通圏	平成28年7月1日		大分	大分市	平成27年7月1日
		東葛交通圏	平成28年7月1日		福岡	北九州交通圏	平成27年8月1日
		千葉交通圏	平成28年7月1日		福岡	福岡交通圏	平成27年11月1日
	東京	南多摩交通圏	平成28年7月1日		長崎	長崎交通圏	平成27年8月1日
北陸信越	新潟	新潟交通圏	平成27年8月1日	鹿児島	鹿児島市	平成27年8月1日	
	長野	長野交通圏	平成27年8月1日				
	富山	富山交通圏	平成28年7月1日				

# (1) 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について

営業区域名	地域計画合意	法人タクシー(H31.3.31現在)									個人タクシー					
		事業者数	申請						認定事業者数	認定			事業者数 (H31.3末)	申請者数 (H31.3末)	認定事業者数 (H31.3末)	
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			事業者数	減車数		休車数	事業者数	減車数				休車数
				申請者数	減車数	休車数										
京浜交通圏	H22.4.22	108	106	91	273	162	108	91	273	162	1979	1979	1979			
湘南交通圏	H22.4.22	13	13	10	9	12	13	10	9	12						

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものです。

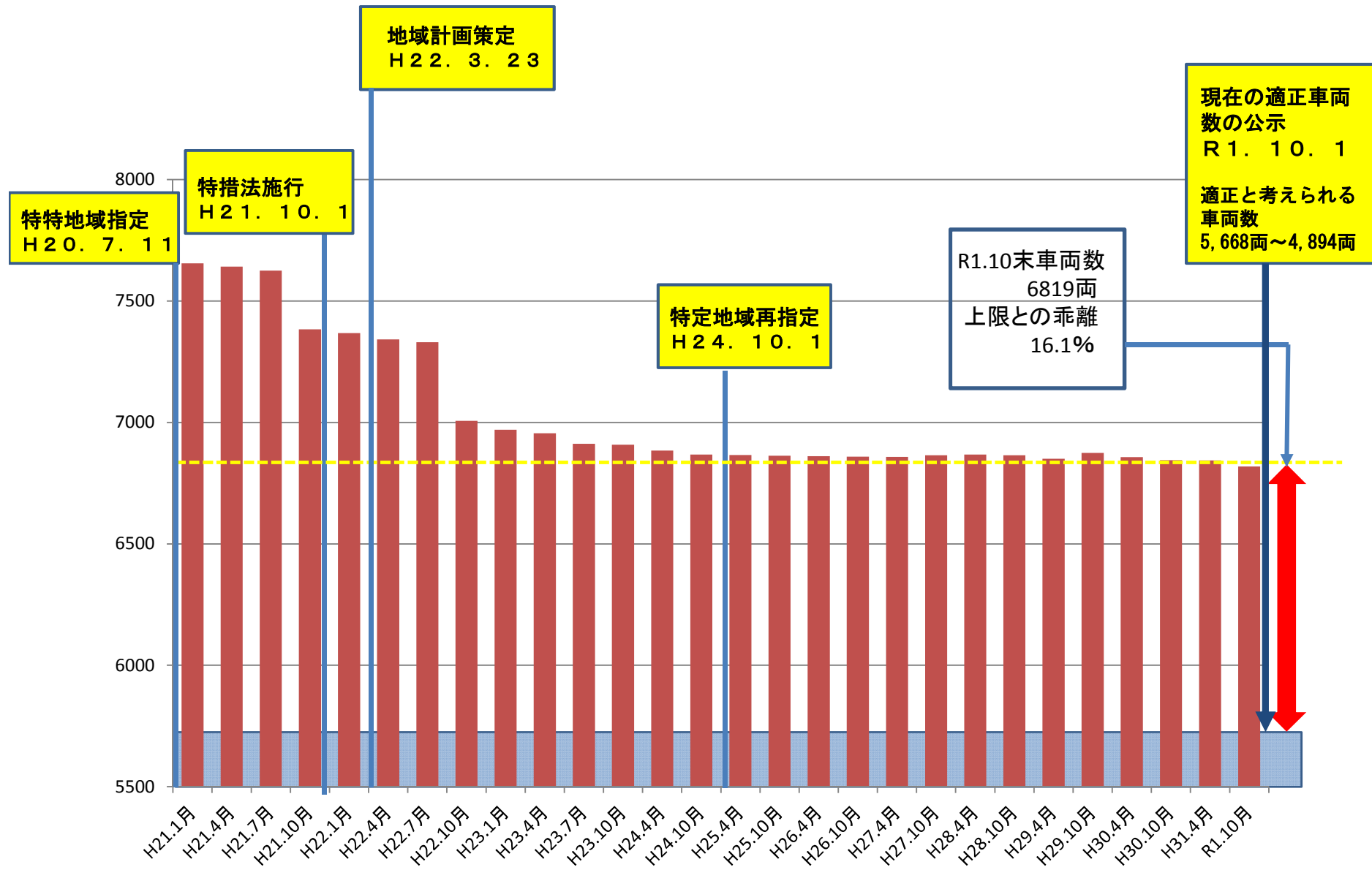
※福祉車両のみを保有している事業者を除いたものです。

営業区域名	車両数① (R1.10.1)	適正車両数 上限との 乖離率 (1-③/①)	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数 ②	適正車両数 上限との 乖離率 (1-③/②)	適正車両数(H27.1.27公示) (令和元年10月1日一部改正)	
					下限値	上限値③
京浜交通圏	6819	16.1%	6819	16.1%	4894	～ 5668
湘南交通圏	387	10.1%	387	10.1%	310	～ 348

●旧タクシー特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

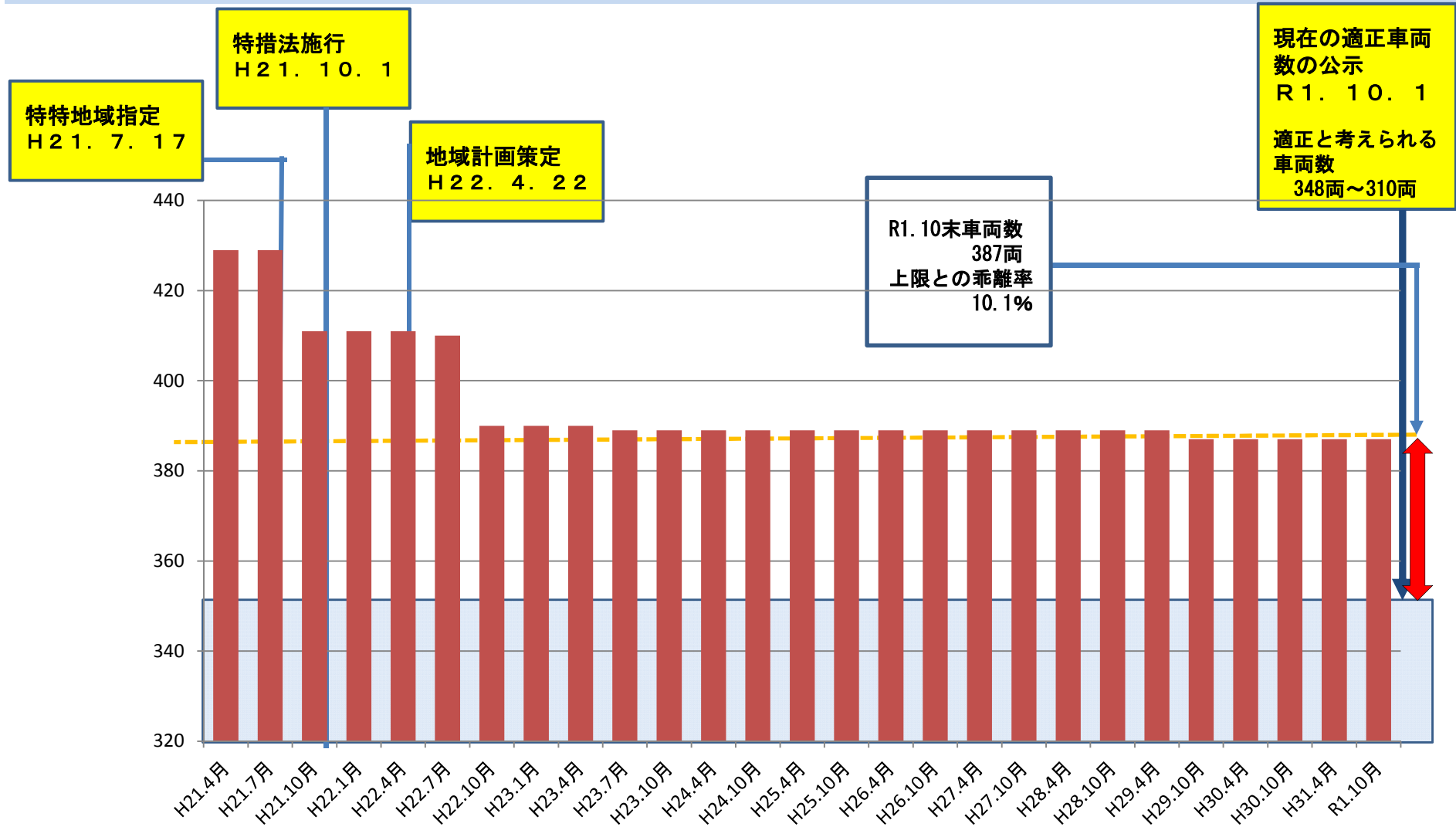
営業区域名	基準車両数 ① (H20.7.11)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられる 車両数の乖離	適正車両数
京浜交通圏	7629	6858	10.11%	6858	10.11%	約20%～30%	5150 ～ 5950
湘南交通圏	429	389	9.3%	389	9.3%	約20%～30%	310 ～ 350

# 京浜交通圏の实在車両数の推移について



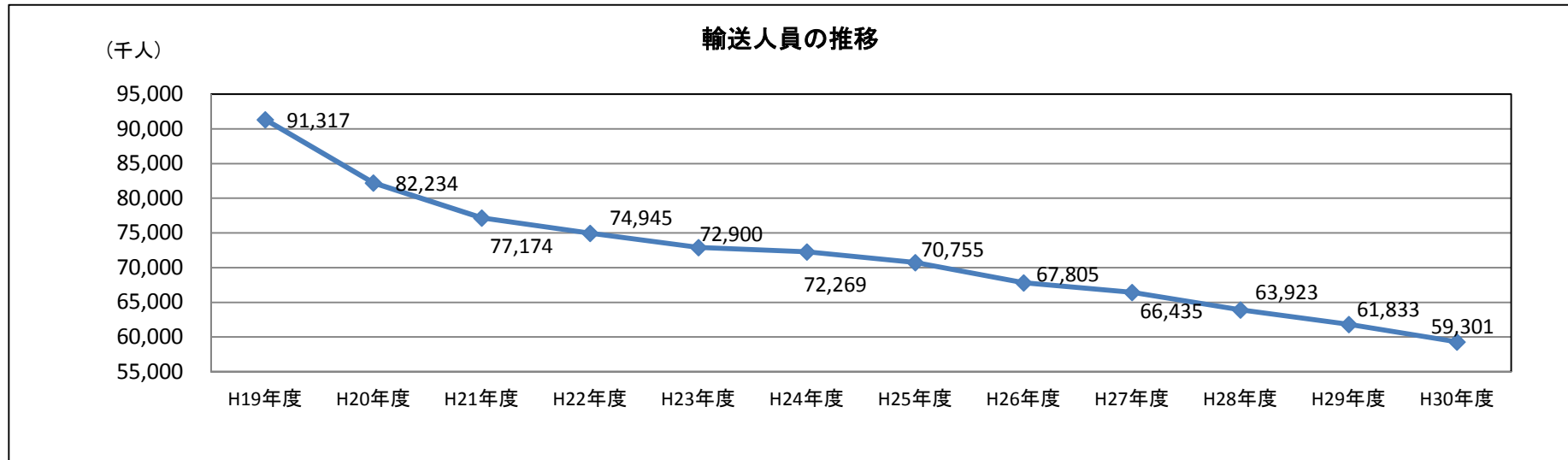


## (2) 湘南交通圏の实在車両数の推移について

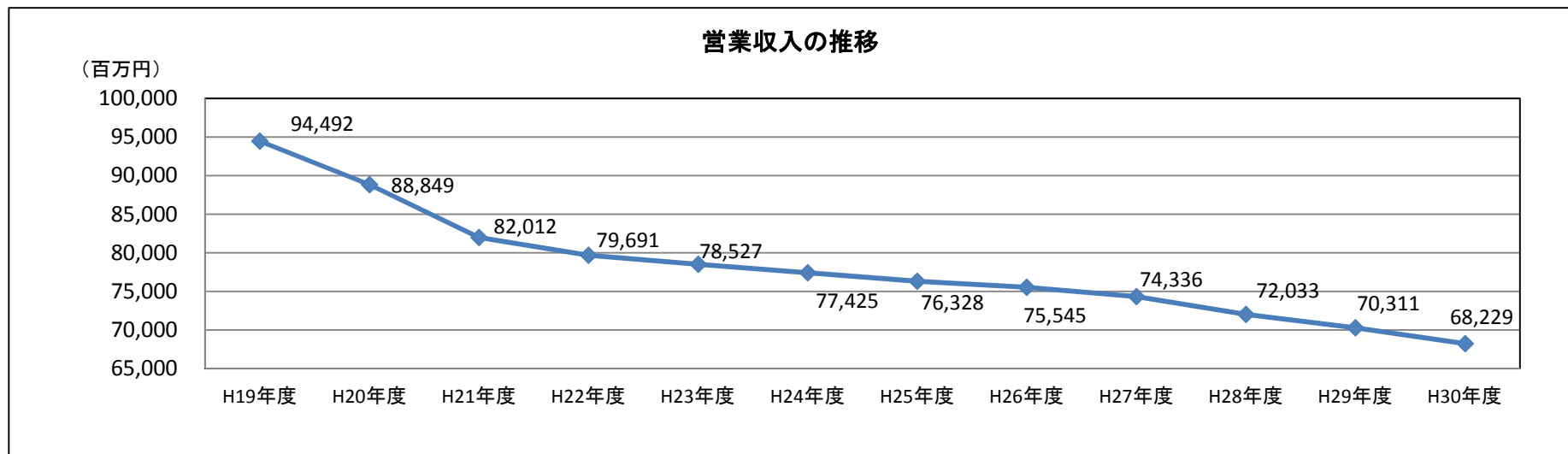


### (3)各種指標の比較 (③京浜交通圏) 1/3

#### ①輸送人員の推移

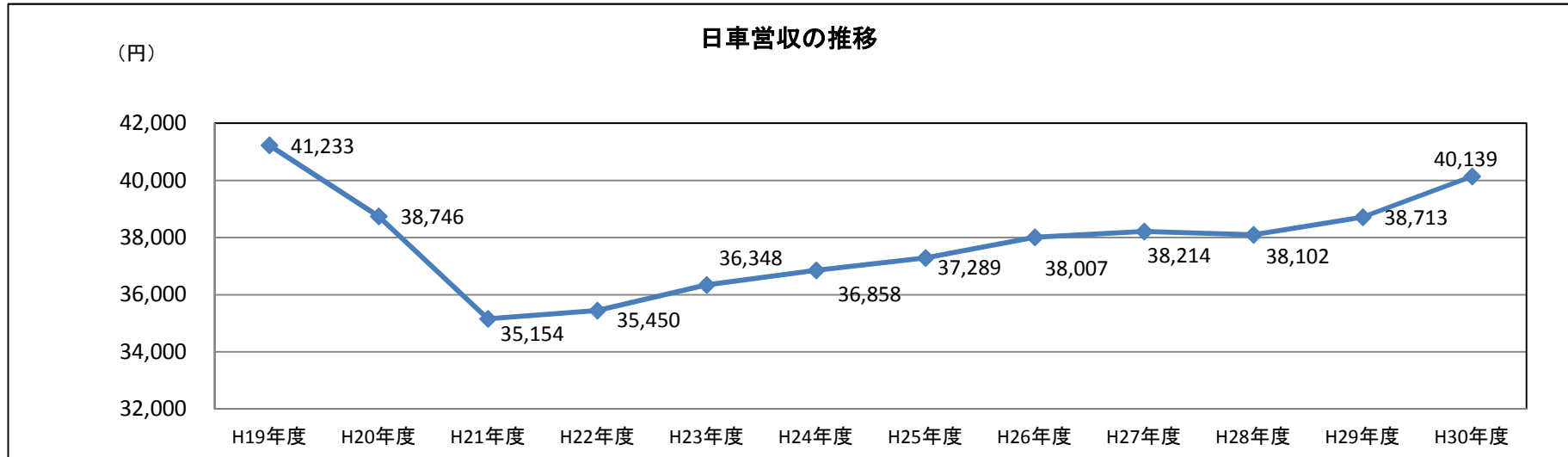


#### ②営業収入の推移

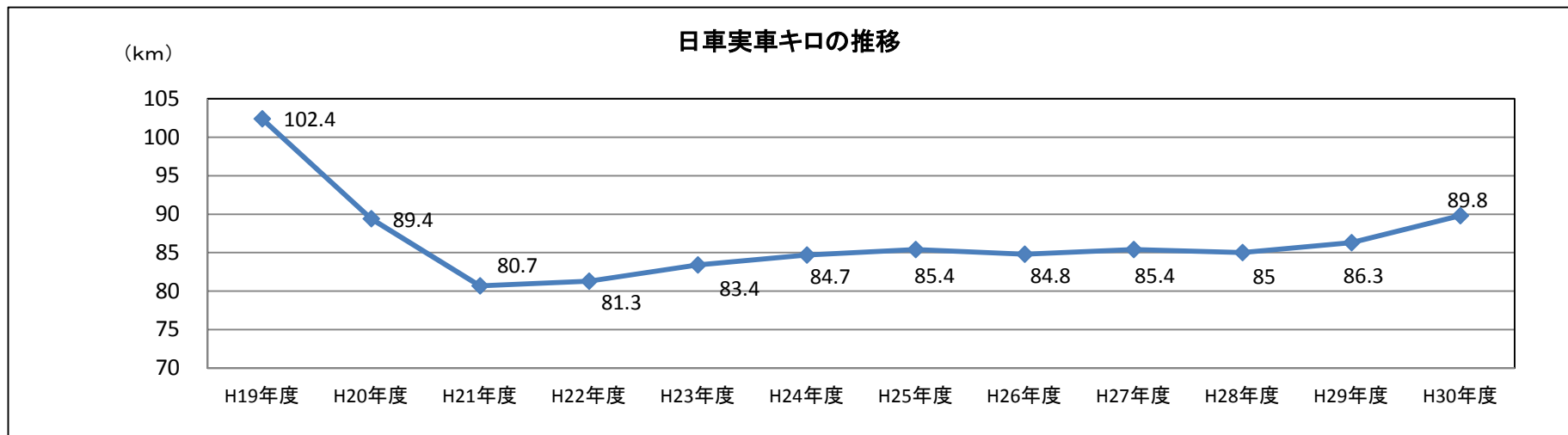


### (3)各種指標の比較 (③京浜交通圏) 2/3

#### ③日車營收の推移

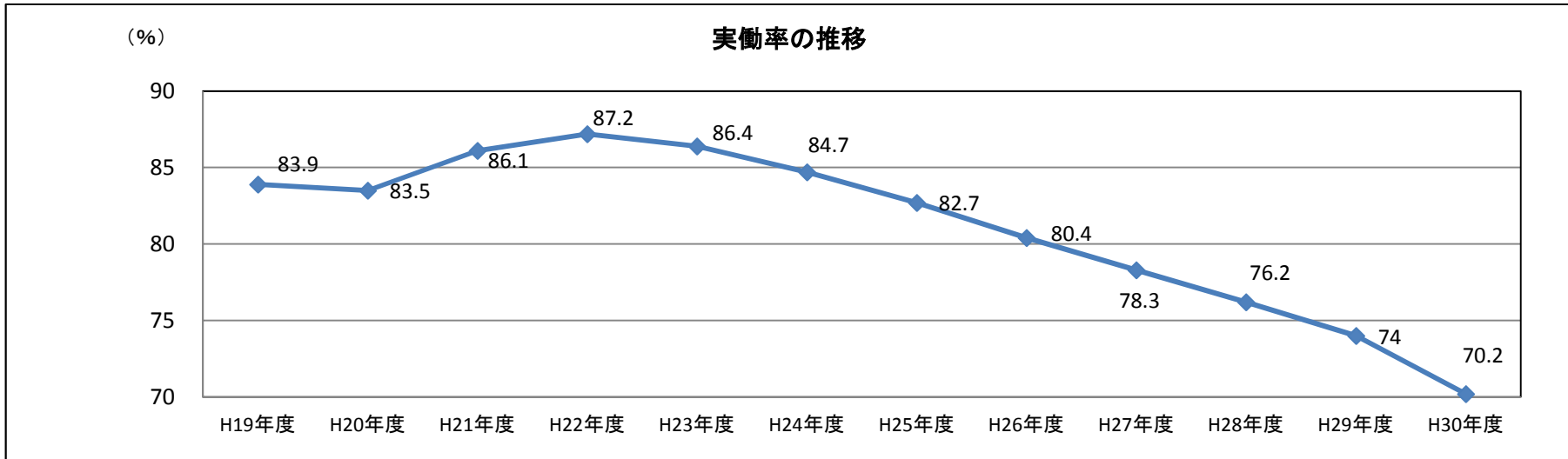


#### ④日車実車キロの推移

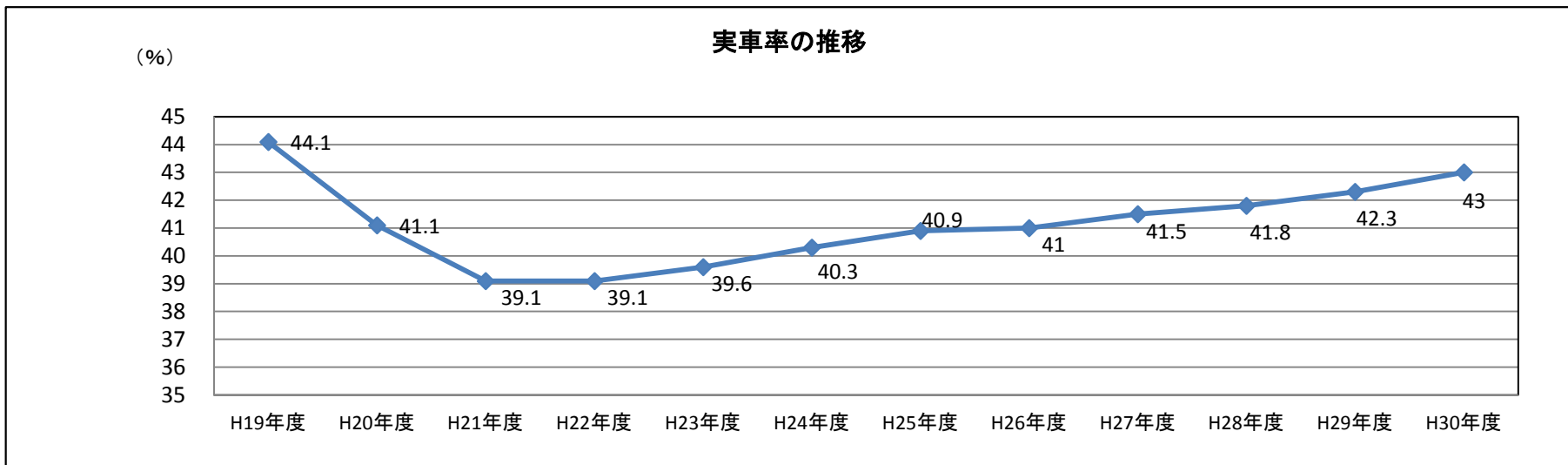


### (3)各種指標の比較 (③京浜交通圏) 3/3

#### ⑤実働率の推移

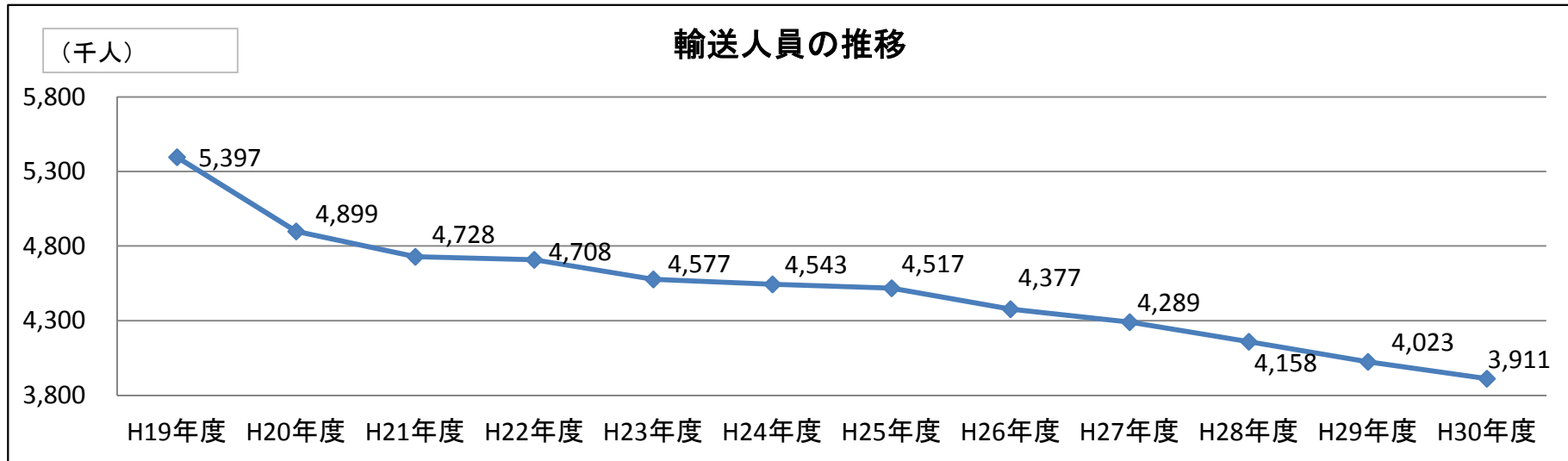


#### ⑥実車率の推移

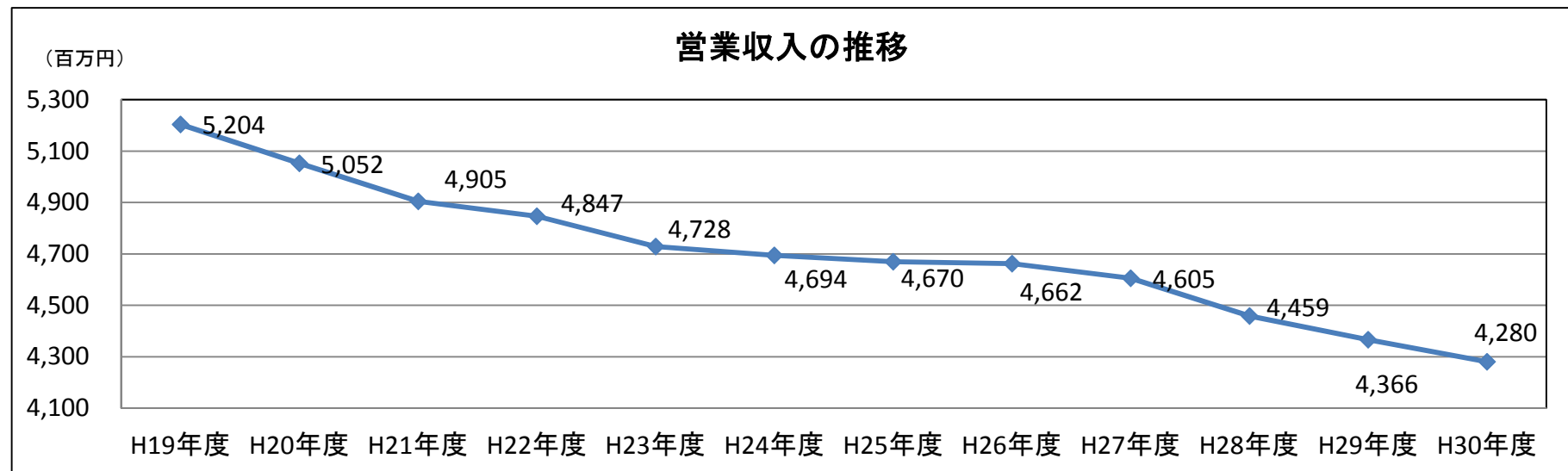


### (3)各種指標の比較 (②湘南交通圏) 1/3

#### ①輸送人員の推移

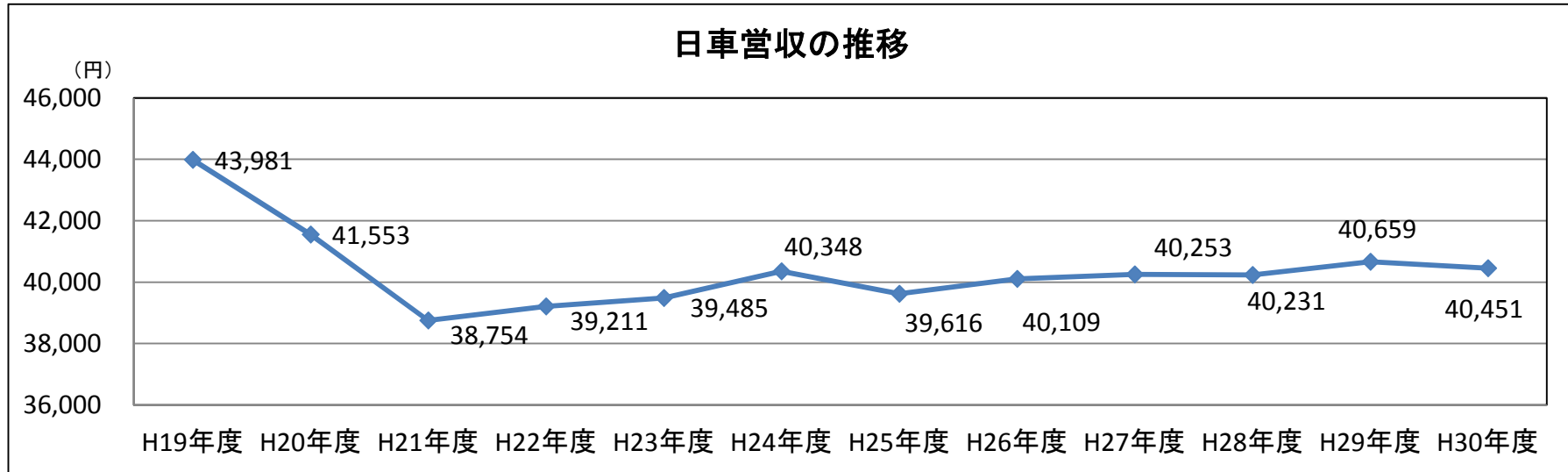


#### ②営業収入の推移

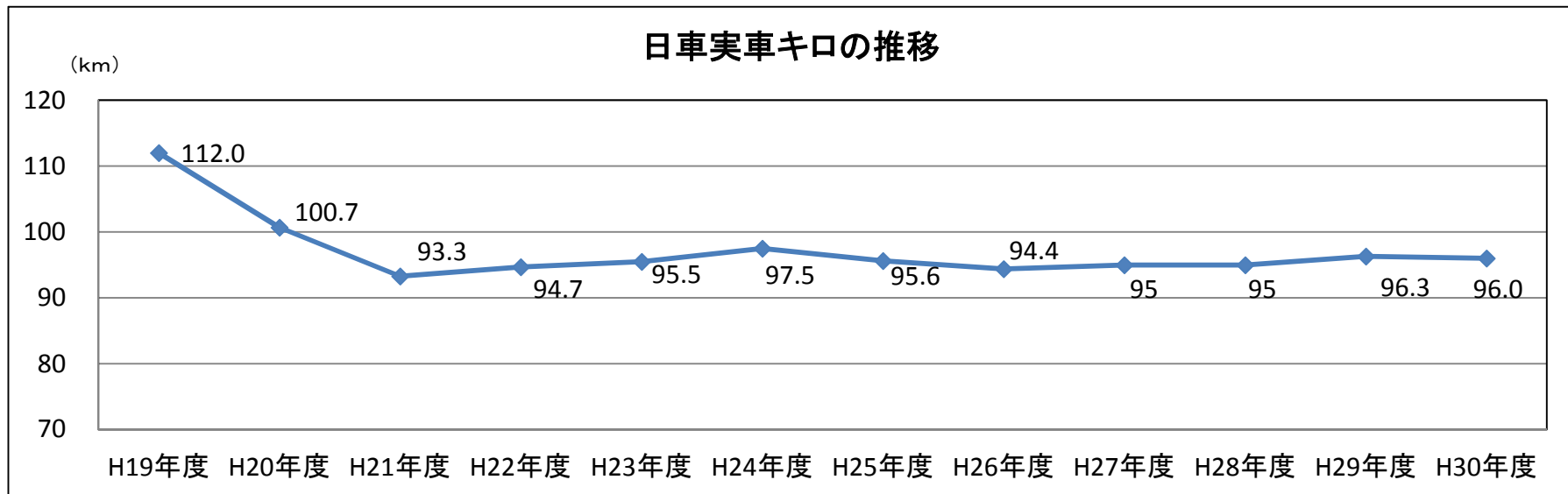


### (3)各種指標の比較 (②湘南交通圏) 2/3

#### ③日車營收の推移

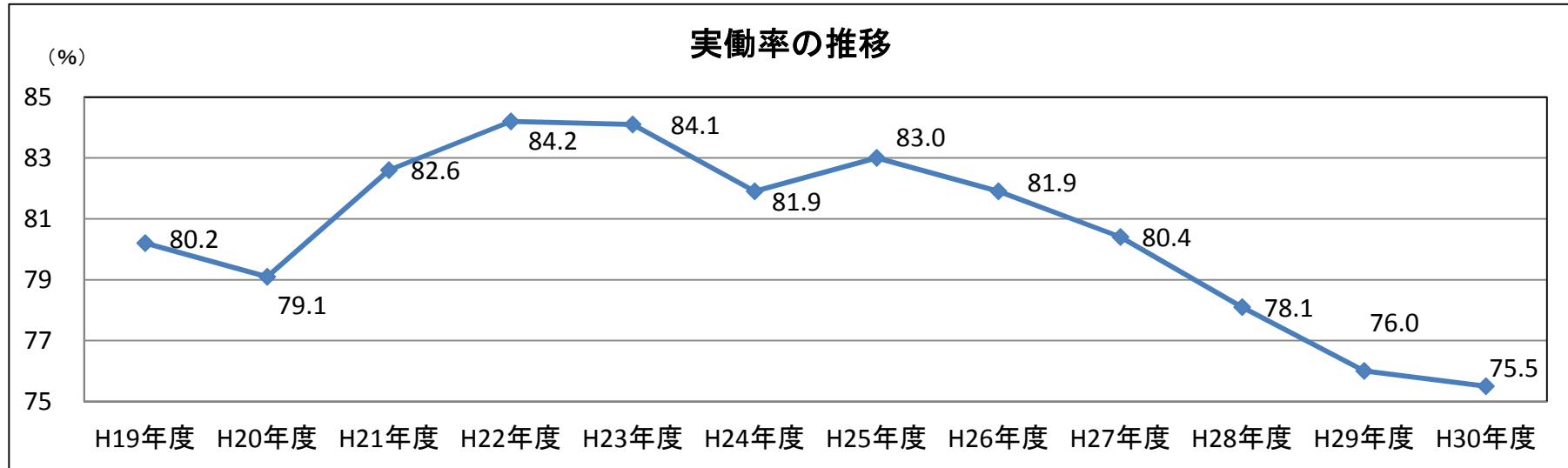


#### ④日車実車キロの推移

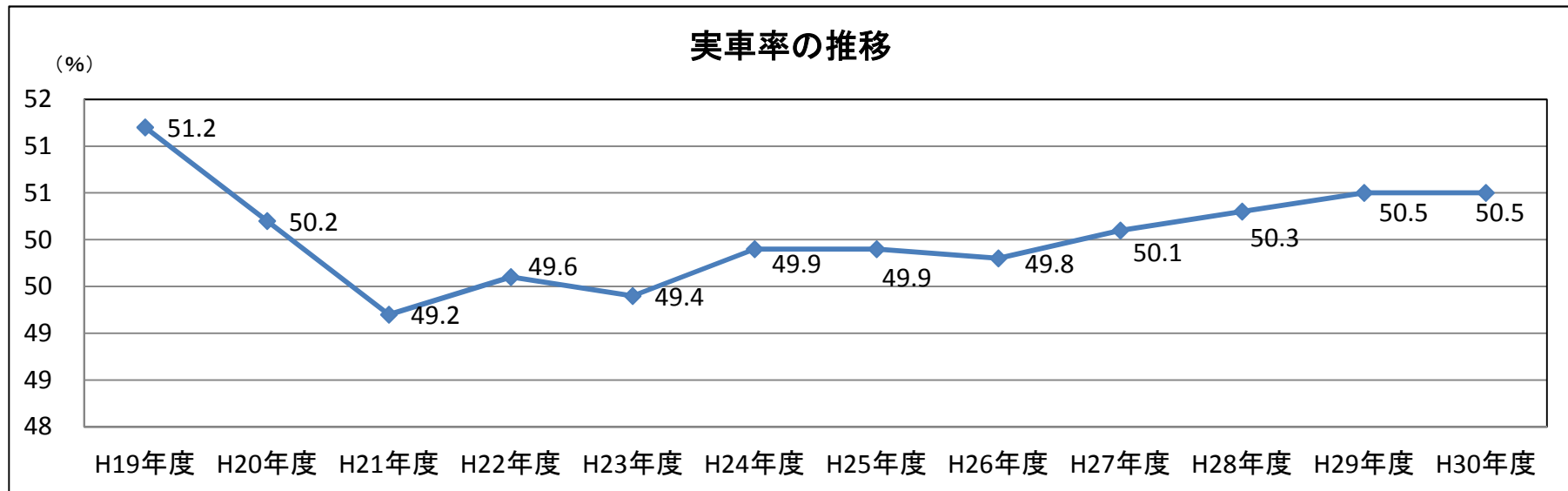


### (3)各種指標の比較 (②湘南交通圏) 3/3

#### ⑤実働率の推移



#### ⑥実車率の推移



# タクシー業界の取り組み

令和元年12月11日  
京浜交通圏及び湘南交通圏  
タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会



# タクシー業界において今後新たに取り組む事項について

(平成28年10月12日全タク連正副会長会議決定事項：11項目)  
(令和元年6月25日全タク連総会公表：9項目)

1. 初乗り距離短縮運賃
  2. 相乗り運賃(タクシーシェア)
  3. 事前確定運賃
  4. ダイナミックプライシング
  5. 定期運賃(乗り放題)タクシー
  6. 相互レイティング
  7. ユニバーサルデザイン(UD)タクシー
  8. タクシー全面広告
  9. 第2種免許緩和
  10. 訪日外国人等の富裕層の需要に対応するためのサービス
  11. 乗合タクシー(交通不便地域対策・高齢者対応・観光型等)
- ・追加項目
1. MaaS への積極的参画
  2. 自動運転技術の活用方策の検討
  3. キャッシュレス決済の導入促進
  4. 子育てを応援するタクシーの普及
  5. ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)・福祉タクシーの配車体制の構築
  6. 「運転者職場環境良好度認証」制度の普及促進
  7. 労働力確保対策の推進
  8. 大規模災害時における緊急輸送に関する地方自治体との協定等の締結の推進
  9. タクシー産業の国内外へのアピールの推進

## 1. 初乗り距離短縮運賃

[概要] 初乗り距離を短縮し、初乗り運賃を引き下げすることで、乗りやすいタクシーの実現へ

[期待出来る効果] ・チョイ乗り需要の喚起（高齢者・若年層、訪日外国人等） ・既存のお客様も利用し易い体系

ワンコイン500円でお近くでも気軽にご利用いただけるよう申請、令和元年10月1日に実施を予定していたが、現在、継続審議中

## 2. 相乗り運賃（タクシーシェア）

[概要] 運賃が乗降地点によりシェア出来るシステムの構築

[期待出来る効果] ・実乗車部分負担の精算が容易となり便利 ・タクシー需給が切迫している際、相乗りによるマッチングが可能

■空港への相乗り ■朝の通勤時間帯での相乗り ■雨天時での相乗り

昨年1月～3月に実証実験を実施済

現在、国交省にて制度化に向け検討中



## 3. 事前確定運賃

[概要] タクシー配車アプリにより、配車予約時に依頼場所、目的地を提示いただきメーターによらない確定運賃情報を事前にお知らせ

[期待出来る効果] ・事前に運賃がわかることにより、安心感が産まれる。

タクシー配車アプリ導入事業者が、11月27日より京浜交通圏の一部において実施、今後、他の交通圏でも順次実施予定

#### 4. ダイナミックプライシング

[概要] 繁忙時（割増）・閑散時（割引）に応じて変動するタクシー運賃の体系

[期待出来る効果] ・閑散時においては、利便性向上と需要増 ・繁忙時においては、營收増加

昨年末に実証実験を実施済

現在、国交省にて実験結果を踏まえ検証中

#### 5. 定期運賃（乗り放題）タクシー

[概要] 対象者・エリア・時間帯を限定した定期制度導入を目指す。（各シーンに合わせた定期制度）

[期待出来る効果]

- ・ビジネスマン等のヘビーユーザーの更なる利用増及び定期利用による新たな顧客獲得
- ・高齢者や子育て世代が運賃を気にすることなく、日常の足として「ドアtoドア」のタクシー利用が可能

昨年末に全国7地域7事業者にて実証実験を実施済（神奈川県内でも厚木市周辺で実施）

現在、国交省にて実現可能性について検証中

#### 6. 相互レイティング

[概要] お客様から乗務員評価をいただくことは勿論、乗務員もお客様評価を行える。

[期待出来る効果] お客様は乗務員の選択性向上、サービス向上、乗務員は不審なお客様を排除することが可能、双方のマッチングを強化

今後検討



## 7. ユニバーサルデザインタクシー（UD）タクシー

[概要]・車椅子のまま乗車出来る仕様 ・トランク収容量も多い

[期待出来る効果]通常のお客様だけでなく高齢者、障害者、訪日外国人等の方にも優しい。

今年の3月末現在、110社581台導入、今後、更に増加、神奈川県タクシー協会、各認定事業者でユニバーサルドライバー研修を開催、平成24年から約3,000人が受講



## 8. タクシー全面広告

[概要]車体への広告掲載場所制限の緩和

[期待出来る効果] 広告収入による、タクシー経営基盤安定化。

各自治体条例の確認のうえ、今後検討

### 東京の現状

4つドア・屋根上のみ



### 緩和案

都内で運行が認められなかったアニメイラストを施したタクシーや外国での全面ラッピングタクシー



## 9. 第2種免許緩和

[概要] ■年齢：21歳→19歳 ■経験3年→1年

→ICTを活用することにより安全面を強化し、第2種免許取得緩和を目指す

\* ICTは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略

[期待出来る効果] 若年層・女性ドライバーが増加

全タク連主導で全国のタクシー事業者やタクシー協会等が、警察庁からの調査等に協力



## 10. 訪日外国人等の富裕層の需要に対応するためのサービス

[概要] 増加する訪日外国人等の富裕層の需要に対応するため、高級車両・一定水準の接遇ができる乗務員によるサービスの充実

[期待出来る効果] ・訪日外国人等の新しい需要の取り込み ・訪日外国人の日本滞在期間の快適度、満足度の向上

後席に多国語対応タブレットの設置、「ボイストラ」多言語音声翻訳アプリの推奨、かながわ観光タクシーのリーフレットの作成、配布

## 1.1. 乗合タクシー（交通不便地域対策・高齢者対応・観光型等）

[概要] 乗合タクシーは、ワゴン型やセダン型タクシー車両を使った乗合型公共交通。

・主に、バスが運行できない過疎地域等において生活交通を確保するために運行されている、このほか空港と周辺市町村を結ぶ空港型等もある。 ・乗合タクシーには、バスのように定時、定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型乗合タクシーもある。

[今後取り組み] ・乗合タクシー事例集を活用して地方自治体への発信と連携の強化

・IT活用による効率化

[期待出来る効果] ・過疎地域等における生活交通確保 ・新しい需要の取り込み

横浜、川崎、横須賀、相模原、厚木、茅ヶ崎、寒川、秦野、大井町、大磯町において乗合タクシーを実施、または実証実験の実施



## ・ 追加事項

### 1. MaaS への積極的参画

\*MaaS( Mobility as a Service)とは、鉄道、バス、タクシー等の交通手段を一つにまとめ提供するサービス

[概要] 「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」等の議論を踏まえ、国、地方自治体、MaaSプラットフォームと連携し、各種実証実験等に積極的に参画

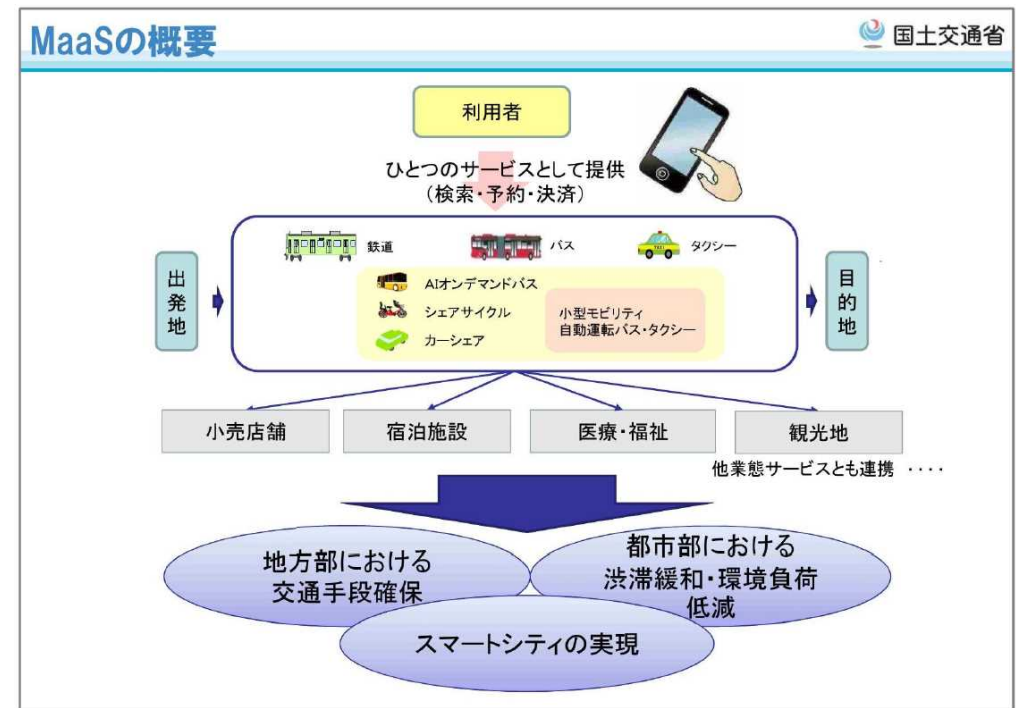
[期待出来る効果及び目標]

○国土交通省が早期実現を推進している

- ・ MaaS相互間の連携によるユニバーサル化
  - ・ 多様なサービスと連携による移動の高付加価値化
  - ・ 望ましいまちづくりと連携を特徴とする「日本版MaaS」において、タクシーを明確に位置付ける
- 他公共交通機関等との連携による新規需要の取り込み

[今後の課題]MaaSの枠組みにおいて、適正なタクシー運賃・料金の収受を確保するとともに過度な手数料の負担を課すことのないようMaaSプラットフォーム等に対し要望

**MaaSに対する勉強会、説明会の開催の実施**



## 2. 自動運転技術の活用方策の検討

[概要] ・国、自動運転技術開発企業と連携し、各種実証実験に積極的に参加する等、自動運転技術における幅広い知見を深め、自動運転技術を活用した旅客自動車運送事業の在り方を検討 ・現行タクシーと共存する新たな環境作りを目指し、タクシー業界から具体的な要望案をとりまとめる

[期待出来る効果及び目標] ・自動運転レベル4、5が実現した際においても、タクシーを国民の移動として明確に位置付ける ・ドライバー不足の解消 ・人件費を中心とした運行費、運行管理費等費用削減

[みなとみらい地区等で実証実験を行っている日産とDeNAの自動運転「Easy Ride」に参画](#)

## 3. キャッシュレス決済の導入促進

[概要] クレジットカード、非接触型ICカード（交通系IC含む）、QRコード決済等について、国の支援も活用しつつ、導入を改めて促進

[期待出来る効果] ・スムーズな支払いを実現し、お客様負担を軽減

- ・訪日外国人タクシー利用促進
- ・現金取引の減少による防犯上のメリット

[今後課題] ・決済事業者に対し、決済手数料の引き下げを要望

- ・決済手数料による原価上昇についての対応の検討
- ・決済後、タクシー事業者への入金までに一定期間を要することによる資金繰りの問題の検討

[キャッシュレス化に向け導入促進中](#)





## 4. 子育てを応援するタクシーの普及

[概要] ・ 従来から取り組んできた子育てを応援するサービスである「妊婦応援タクシー」及び「育児支援タクシー」の取組を全国津々浦々に普及

- ・ 利用者の方々の様々な要望を聞きながら、更なる子育て応援サービスの展開を検討
- ・ 各自治体の子育て中の家庭に配布する子育て支援のための商品券等の対象にタクシーサービスを追加するよう要望
- ・ 結婚、子育て資金及び教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置を拡充し、「妊婦応援タクシー」及び「育児支援タクシー」に係る費用を非課税とするよう要望



[期待出来る効果] ・ 新規需要の取り込み ・ 公共交通機関としての社会貢献により、タクシーが身近な存在であることをPR

多くの事業者が、一般社団法人 [全国子育てタクシー協会](#)に参画し子育て関係の研修会等を実施

## 5. ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）・福祉タクシーの配車体制の構築

[概要] 各タクシー事業者、グループ、協同組合等において、利用者からのニーズに応じてUDタクシーをスピーディーに配車できる体制を構築

- [期待出来る効果] ・ ニーズに応じた車両の提供が可能となることから、利用者利便が向上
- ・ 新規需要の拡大

## 6. 「運転者職場環境良好度認証」制度の普及促進

\* 「運転者職場環境良好度認証」制度とは、自動車運送事業における運転者不足深刻化に対応するため、運転者労働条件や労働環境を改善して長時間労働是正や働き方改革に積極的に取り組む事業者を、求職者から見える化して求職者が安心して就職できるようにするために2019年度からスタート。

[概要] ・ 「運転者職場環境良好度認証」制度について、全タク連及び各都道府県協会が連携し、全国タクシー事業者へ周知を図り、普及を促進 ・ 認証項目達成状況に応じ、「一つ星」「二つ星」「三つ星」3段階で認証されるので、少なくとも「一つ星」認証を得るように取組を進める ・ タクシー業界のイメージを向上させることにより、乗務員不足の解消を図る

[期待出来る効果] ・ 働き方改革アクションプラン（平成30年3月策定）で示された取組を確実に進めるとともにタクシー事業者が認証基準を満たすために様々な改善に取り組むことを通じて、より働きやすい労働条件・労働環境を実現 ・ 今後検討されるインセンティブ措置による実益

- ①ハローワークを通じて周知 ②一般監査端緒から「長期間監査を実施していないこと」を除外
- ③補助金優先採択 ④2種免許取得支援拡充（要望）等

## 7. 労働力確保対策の推進

[概要] ・ 女性ドライバー、新卒を始めとした若年ドライバーの採用拡大と定着、育成を進める方策

- ・ 高齢者ドライバーの活躍を推進する方策
- ・ 外国人ドライバーの登用を拡大する方策の検討

求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」の更なる活用

タクシーワーク かながわ

【公式】 独立行政法人関東甲信越タクシー協会  
中央支部 横浜・横浜西・横浜南・横浜東・横浜北  
タクシーワークかながわ

「もちろん最初は不安でしたよ」  
でもあの時、チャレンジして良かった

運転が好き、接客が好き、楽しい、子供との時間をもっと増やしたい、自分のペースで働きたい、  
タクシードライバーになろうと思ったんです。

自分の目標やライフスタイルに合わせて働く方ができるのが、タクシードライバーという仕事です。  
「4時間から不安」「短期免許持っていない」「タクシーマナーがわからない」という方が、今では驚かされていません。

## 8. 大規模災害時における緊急輸送に関する地方自治体との協定等の締結の推進

[概要] 全国の全ての都道府県協会と地方自治体との間で、災害時の緊急輸送の確保を目的とした協定等を締結

[期待出来る効果] 公共交通機関としての社会貢献により、タクシーが身近な存在であることをPR  
平成30年8月28日に神奈川県より、県協会が災害対策基本法に規定する指定地方公共機関に指定されました。また、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、小田原市、湯河原町が各支部、地区会と災害時覚書等を締結済み

## 9. タクシー産業の国内外へのアピールの推進

[概要]

- ・ 全国タクシーガイドへの全会員事業所掲載推進
- ・ 国内外へ日本タクシー素晴らしさを動画、ステッカー、広告等によりPR

[期待出来る効果]

- ・ 新規需要取り込み
- ・ タクシー業界全体接遇や品質底上げ

全国タクシーガイドに掲載済み、神奈川県タクシー協会公式ユーチューブチャンネルにより、業界、各社の動画の配信、外国語対応の神奈川県タクシー協会のホームページによりPR、観光パンフレットを多国語により作成、タクシー車内に設置、観光協会等に配布



# 資料5

## 活性化事業目標値設定調査の集計結果

営業区域名: 京浜交通圏

( )内の数値は小数点第2位を四捨五入

項目	運転者数・車両数 (平成30年度末時点)	平成30年度末時点の実績(※1)		令和元年8月末時点の実績(※1)		令和元年度末時点の計画(※2)		令和2年度末時点の計画(※2)	
		受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数
設定が 必要な 項目	① 妊婦・子ども向けタクシー認定運転者数 数値目標 運転者数: 2,780人	11,712	1,775 ( 15.2%)	/	1,857 ( 15.9%)	/	1,957 ( 16.7%)	/	2,269 ( 19.4%)
	② UD研修受講者数及び受講運転者数 数値目標 運転者数: 2,360人		2,294 ( 19.6%)	/	3,048 ( 26.0%)	/	3,568 ( 30.5%)	/	4,441 ( 37.9%)
	③ 観光タクシー認定運転者数 数値目標 運転者数: 1,200名		552 ( 4.7%)	/	585 ( 5.0%)	/	707 ( 6.0%)	/	904 ( 7.7%)
	④ 外国語講習受講運転者数 数値目標 設定しない		275 ( 2.3%)	/	324 ( 2.8%)	/	412 ( 3.5%)	/	547 ( 4.7%)
	⑤ アプリ配車の対応車両数 数値目標 対応車両数: 全車両の85%の導入		6,609	/	5,133 ( 77.7%)	/	5,304 ( 80.3%)	/	5,709 ( 86.4%)
⑥ UDタクシーの導入車両数 (福祉タクシーを除く) 数値目標 全車両の20%の導入	/	468 ( 7.1%)		/	566 ( 8.6%)	/	743 ( 11.2%)	/	1,052 ( 15.9%)
⑦ 環境対応車の導入車両数 数値目標 全車両の30%の導入	/	1,061 ( 16.1%)		/	1,133 ( 17.1%)	/	1,264 ( 19.1%)	/	1,461 ( 22.1%)
⑧ 先進安全自動車(ASV)導入車両数 数値目標 全車両の20%の導入	/	291 ( 4.4%)		/	394 ( 6.0%)	/	534 ( 8.1%)	/	772 ( 11.7%)
⑨ クレジットカード・電子マネー等導入車両数 数値目標 全車両の90%の導入	/	5,909 ( 89.4%)	/	5,959 ( 90.2%)	/	6,460 ( 97.7%)	/	6,530 ( 98.8%)	

※1. 平成30年度末及び令和元年8月末時点の受講又は認定運転者数については、平成30年度末及び令和元年8月末時点で現に選任されている人数を記載。

※2. 令和元年度末時点、令和2年度末時点の受講又は認定運転者数については、当該年度末時点における受講等運転者数の計画(受講等済み運転者数+新たな受講等運転者)を記載。

## 活性化事業目標値設定調査の集計結果

営業区域名: 湘南交通圏

()内の数値は小数点第2位を四捨五入

項目	運転者数・車両数 (平成30年度末時点)	平成30年度末時点の実績(※1)		令和元年8月末時点の実績(※1)		令和元年度末時点の計画(※2)		令和2年度末時点の計画(※2)	
		受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数
設定が 必要な項目	① 妊婦・子ども向けタクシー認定運転者数 数値目標 運転者数:130人	690	22 ( 3.2%)	/	24 ( 3.5%)	/	26 ( 3.8%)	/	31 ( 4.5%)
	② UD研修受講者数及び受講運転者数 数値目標 運転者数:110人		76 ( 11.0%)	/	100 ( 14.5%)	/	127 ( 18.4%)	/	164 ( 23.8%)
	③ 観光タクシー認定運転者数 数値目標 設定しない		8 ( 1.2%)	/	7 ( 1.0%)	/	7 ( 1.0%)	/	11 ( 1.6%)
	④ 外国語講習受講運転者数 数値目標 設定しない		1 ( 0.1%)	/	1 ( 0.1%)	/	2 ( 0.3%)	/	5 ( 0.7%)
	⑤ アプリ配車の対応車両数 数値目標 対応車両数:全車両の20%の導入		382	/	67 ( 17.5%)	/	85 ( 22.3%)	/	349 ( 91.4%)
⑥ UDタクシーの導入車両数 (福祉タクシーを除く)	/	6 ( 1.6%)		/	9 ( 2.4%)	/	14 ( 3.7%)	/	30 ( 7.9%)
⑦ 環境対応車の導入車両数	/	162 ( 42.4%)		/	158 ( 41.4%)	/	161 ( 42.1%)	/	164 ( 42.9%)
⑧ 先進安全自動車(ASV)導入車両数	/	10 ( 2.6%)		/	33 ( 8.6%)	/	40 ( 10.5%)	/	74 ( 19.4%)
⑨ クレジットカード・電子マネー等導入車両数	/	382 ( 100.0%)		/	378 ( 99.0%)	/	377 ( 98.7%)	/	377 ( 98.7%)
設定が 望ましい項目									

※1. 平成30年度末及び令和元年8月末時点の受講又は認定運転者数については、平成30年度末及び令和元年8月末時点で現に選任されている人数を記載。

※2. 令和元年度末時点、令和2年度末時点の受講又は認定運転者数については、当該年度末時点における受講等運転者数の計画(受講等済み運転者数+新たな受講等運転者)を記載。

## フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標値の変更について

## 【京浜交通圏】

2. UD 研修受講者及び受講運転者数

現 行 UD 研修受講者数 2,360 人を目標とする。



変更案 UD 研修受講者数 3,600 人を目標とする。

(変更理由)

令和元年 8 月末時点で現行の目標値が達成されたため

(令和元年 8 月末時点の実績 3,048 人)

9. クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

現 行 全車両の 90% の車両の導入を目指す。



変更案 全車両の 100% の車両の導入を目指す。

(変更理由)

令和元年 8 月末時点で現行の目標値が達成されたため

(令和元年 8 月末時点の実績 90.2%)

## フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標値の変更について

### 【湘南交通圏】

#### 5. アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

現 行 全車両の 20%の車両の導入を目指す。



変更案 全車両の 50%の車両の導入を目指す。

(変更理由)

令和元年 8 月末時点で現行の目標値が達成されたため  
(令和元年 8 月末時点の実績 22.3%)